

旧警戒区域（富岡町）において鉄鋼工事施工業を営む申立会社について、川内村の養鶏場から発注を受けて完成していた設備製作改修工事（完成検査中）の引渡が原発事故により不能となったことにより発生した営業損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目
 - (1) 営業損害（ただし、申立人と申立外有限会社Aとの〇〇請負契約（以下「本件請負契約」という。）に関する）
 - (2) 弁護士費用（上記営業損害に関する）

- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、13,184,000円であることを認める。

（内訳）

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 営業損害 | 12,800,000円 |
| (2) 弁護士費用 | 384,000円 |

- 3 支払方法

（省略）

- 4 確認条項

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し第2項の和解金を支払った場合であっても、本件請負契約に基づき製作された〇〇についての所有権その他の権利が被申立人に帰属しないことを相互に確認する。

- 5 清算

第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

- 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人又は申立人代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月23日

（仲介委員 常磐重雄）